

各道立学校長 様

教 育 部 長

春の感染拡大防止に向けた取組について（通知）

この度、北海道新型コロナウイルス感染症対策本部第106回本部会議において、感染力が強いとされるB A. 2系統への置き換わりが懸念される中、感染の急拡大を防いでいくため、4月18日（月）以降の取組として、「春の感染拡大防止に向けた道民の皆様へのお願い」が決定されました。

今月下旬には、ゴールデンウィークが始まり、人の移動や会食機会がより一層活発となることから、別紙「職員の感染防止・拡大防止対策」及び本部会議で示された感染防止行動の徹底について、改めて所属職員へ周知願います。

また、職員のワクチン接種に当たっては、「新型コロナワクチン接種及び副反応が生じた場合の休暇等の取扱いについて（令和3年7月16日付け教職第948号総務政策局総務課長、教職員局教職員課働き方改革担当課長通知）」を改めて周知しますので、適切に対応いただきますとともに、次の事項について留意されますようお願いいたします。

#### 記

##### 1 留意事項

- (1) 同一業務に従事する職員はもとより、同一所属に勤務する職員の接種日を分散させるなど、副反応等による業務の停滞が生じることのないよう工夫すること。
- (2) 新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種は、あくまで「任意」であることから、接種を希望しない職員等への配慮を欠くことのないよう対応願います。

総務政策局総務課人事係  
教職員局教職員課サービス係  
教職員局福利課健康管理係

## 職員の感染防止・拡大防止対策

### 1 職員の健康管理

- ・ 「三つの「密」（密閉、密集、密接）」の回避や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗いなどの手指消毒」をはじめとした基本的な感染防止対策を徹底すること。
- ・ 令和3年4月19日付け教福第71号通知により健康観察シートや健康観察アプリ等を活用し、毎朝体温チェックを行うなど体調管理を徹底すること。
- ・ 発熱など風邪の症状が見られたときはもとより、体調に変化が見られたときは、出勤を控えるなど、症状に応じた適切な対応をとること。
- ・ 重症化リスクの高い職員（高齢な職員や基礎疾患を有する職員等）は、慎重な行動を徹底すること。
- ・ 北海道新型コロナウイルス感染症対策本部において、道民に対し要請している感染拡大防止対策の取組を遵守すること。

### 2 職場での感染防止対策

- ・ 職員机間や会議用テーブルにアクリル板等による仕切りを設置すること。
- ・ 機械換気設備がない場合、体調管理に留意した定期的な換気を実施すること。
- ・ 電話、パソコンなど、職員が触れることがある物品・機器等については、複数人での共用をできる限り回避し、こまめに消毒すること。
- ・ 職場内における打合せなどは、できる限り少人数で短時間とすること。
- ・ 職員や同居する家族等に感染が疑われPCR検査を受検する際は、職場やトイレなど共有箇所を速やかに消毒すること。
- ・ 濃厚接触者として想定される職員を確認の上、出勤抑制すること。
- ・ 昼食は、会話を慎み、食事等が終わったら、直ちにマスクを着用すること。
- ・ 「うがい・歯磨き」をする際は、飛沫感染防止を徹底すること。

# 春の感染拡大防止に向けた 道民の皆様へのお願い

令和4年4月18日 北海道

- 感染力が強いとされるBA.2系統への置き換わりが懸念される中、感染の急拡大を防いでいくため、道民の皆様に特にご協力をお願いする(3つのお願い)を定めました。
- 引き続き、感染状況等について慎重にモニタリングを行いながら、機動的に必要な対応を検討していきます。

道民の皆様にお願ひする3つの行動

その他事業者等の方々への要請・イベント

# 道民の皆様にお願ひする3つの行動

(特措法第24条第9項による要請)

## 1 普段から

- 三密回避、人との距離確保、マスク着用、手指消毒、換気を徹底しましょう。
- 混雑している場所や感染リスクの高い場所ではできる限り避けて行動しましょう。
- 普段会わない方や重症化リスクの高い方と接する際は、基本的な感染防止対策を更に徹底しましょう。
- 他の都府県への移動に際しては、基本的な対策を徹底し、移動先での感染リスクの高い行動を控えましょう。

## 2 飲食では

- 短時間、深酒をせず、大声を出さず、会話の時はマスクを着用しましょう。
- 特に大人数や普段会わない方との飲食の際は、より一層徹底しましょう。
- 北海道飲食店感染防止対策認証店等を利用し、飲食店等の感染防止対策に協力しましょう。
- 飲食店等では、感染防止対策チェックリスト項目を遵守しましょう。
- 北海道飲食店感染防止対策認証制度の認証を取得しましょう。(協力依頼)

## 3 感染に不安を感じる時は

- ワクチン接種の有無にかかわらず、検査を受けましょう。(無症状の方に限ります。)
- 発熱等の症状がある場合は、外出や移動を控え、医療機関を受診しましょう。

# その他事業者等の方々への要請

(特措法第24条第9項による要請)

- **職場においては、業種別ガイドラインを遵守しましょう。**

## 高齢者施設、保育所、認定こども園等において

- 職員の体調管理を徹底し、体調が悪い場合には休暇を取得できる環境を確保しましょう。
- 感染の発生に備えた研修を実施するとともに、希望する職員のワクチン3回目接種等が進むよう配慮しましょう。
- 高齢者施設等においては、「介護現場における感染対策の手引き」等に基づく対応を徹底するとともに、保健所をはじめ道・市町村の関係部局と連携し、感染管理や医療に関する支援体制を確保しましょう。
- 保育所、認定こども園等においては、「保育所における感染症対策ガイドライン」等に基づき、基本的対策を徹底するとともに、発熱等の症状がある児童の登園自粛等を徹底しましょう。

## 学校において

- 衛生管理マニュアルに基づき、感染防止対策を校内で改めて確認するとともに、学校教育活動等における感染防止対策を徹底し、感染防止対策を講じてもなお、感染リスクが高い活動は実施を慎重に検討しましょう。
  - 宿泊を伴う教育活動(修学旅行、宿泊学習等)は、感染リスクの高い活動は実施を慎重に検討するとともに、保護者の意向や旅行先の受入の可否を確認した上で実施しましょう。
  - 部活動は、活動(時間、人数、場所、内容)を厳選して、感染防止対策を徹底の上実施し、これによりがたい場合は休止しましょう。  
また、健康状態の多重チェックを行うとともに、感染防止対策の全校指導体制を確立するほか、対外試合等は、各競技団体等の感染防止ガイドラインに基づき対策を徹底の上、実施しましょう。
- 大学、専門学校等では、感染防止と面接授業・オンライン授業の効果的实施等による学修機会の確保の両立に向けて適切に対応しましょう。  
また、学外活動等に係る感染防止対策や学生等への注意喚起を徹底しましょう。

# イベントの開催についての要請

(特措法第24条第9項による要請)

人数上限は、人数上限と収容率でどちらか小さい方を限度とします。(両方の条件を満たすことが必要)

感染防止安全計画	人数上限	収容率	
策定なし	5,000人又は収容定員50%以内のいずれか大きい方	大声なし	100%以内 (席がない場合は適切な間隔)
		大声あり	50%以内 (席がない場合は十分な間隔)
策定あり	収容定員まで	100%以内(大声なしが前提)	

※1 大声とは、「観客等が通常よりも大きな声量で反復・継続的に声を発すること」で、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントが大声ありに該当

※2 感染防止安全計画では、イベント開催時の必要な感染防止策を着実に実行するため、イベントごとに具体的な感染防止策の内容を記載(参加人数が5,000人超であって収容率50%超のイベントを対象とし、イベント開催の2週間前までの提出)

【写】

教 職 第 9 4 8 号  
令和3年（2021年）7月16日

各 部 課 長  
各 教 育 局 長 様  
各 所 管 機 関 の 長

総 務 政 策 局 総 務 課 長  
教 職 員 局 教 職 員 課 働 き 方 改 革 担 当 課 長

新型コロナワクチン接種及び副反応が生じた場合の休暇等の取扱いに  
ついて（通知）

新型コロナワクチン接種を受ける場合及び新型コロナワクチン接種に伴う副反応が発生した場合における休暇等の取扱いについては、令和3年（2021年）5月28日付け教職第480号によりお示ししたところですが、今後、新型コロナワクチン接種が本格化していくことを踏まえ、接種しやすい環境の整備を図る観点から、改めてその取扱いについて以下のとおり周知しますので、適切に対応いただきますようお願いいたします。

記

区 分	取 扱 い
新型コロナワクチン 接種を受ける場合	職務専念義務免除 ※接種を受けるために要する往復時間も含む。
新型コロナワクチン 接種に伴い副反応が 発生した場合	職務専念義務免除 ※副反応としての発熱、頭痛、倦怠感等のほか、負傷 又は疾病の症状も含む。

〔 総 務 政 策 局 総 務 課 人 事 係  
教 職 員 局 教 職 員 課 服 務 制 度 係 〕